

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		貸与の許可
根拠法令(例規)及び条項		学校職員公宅貸与規則第 3 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 29 年 2 月 16 日教育委員会規則第 2 号
関 係 条 項		美唄市職員住宅貸与規則第 3 条
所 管 課 係 名		学務課学校教育係
審 査 基 準	基 準	1 市内の学校に勤務する学校職員であること 2 行政管理及び運営上必要と認める措置のため入居させる者 3 その他現に住宅に困窮していることが明らかな者
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		美唄市職員住宅貸与規則を準用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		賃貸料の減免
根拠法令(例規)及び条項		学校職員公宅貸与規則第 3 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 29 年 2 月 16 日教育委員会規則第 2 号
関 係 条 項		美唄市職員住宅貸与規則第 4 条
所 管 課 係 名		学務課学校教育係
審 査 基 準	基 準	1 裁判所からの給与の差し押さえを受けている等特殊な事情がある場合 2 その他特に減免が必要と認められる場合
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		14 日
備 考		美唄市職員住宅貸与規則を準用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		区域外通学の許可
根拠法令(例規)及び条項		美唄市立小学校・中学校通学区域規則 第 4 条第 2 項
法令(例規)番号		昭和 56 年 4 月 1 日教育委員会規則第 6 号
関係条項		学校教育法施行令第 5 条第 2 項 同施行令第 8 条、同施行令第 9 条第 1 項 同規則第 2 条 美唄市立小学校・中学校の区域外通学に関する取扱要綱
所管課係名		学務課学校教育係
審査基準	基準	次のいずれかに該当すること。 1 転居・転出先の市町村の学校に通学することより、精神的な負担が児童生徒に生じるため、引き続き転居・転出前の学校に通学を希望する場合（卒業までの期間） 2 新築、改築等のため、区域外から通学を希望する場合（その建物に転居するまでの期間） 3 心身上の理由から指定校に通学することが児童生徒の希望する学校に通学する場合と比較して、当該児童生徒及び保護者に著しい負担となることが推測される場合（卒業までの期間） 4 美唄市教育支援委員会において特別支援学級への就学の判断をされた児童生徒で、指定校に特別支援学級が設置されていない場合（卒業までの間） 5 共働き、一人親等により児童が下校後、保護に欠ける状態となり、通学を希望する学校の近くに保護先が確保されている場合（理由喪失までの期間） 6 親の離婚、死亡及び災害等のため住所を異動する場合で、転校することが児童生徒に著しい精神的負担等を強いることになると認められる場合（卒業までの期間） 7 兄弟が区域外通学を許可されている場合（卒業までの期間） 8 いじめにより心身の安全が脅かされていると認められる場合（卒業までの期間） 9 転校により、不登校となっている状態からの改善が見込まれる場合（卒業までの期間） 10 指定校よりも通学を希望する学校への通学距離が近いと認められる場合（卒業までの期間） 11 小学校において区域外通学を許可されている児童が中学校に進学する場合（卒業までの期間） 12 指定校に活動を希望する部活動等の設置が見込めない場合（卒業までの期間） 13 他の学校への統合が予定されている学校を就学校として指定されている就学予定者が、あらかじめ統合後の学校に就学を希望する場合（卒業までの期間） 14 その他特に教育委員会が必要と認める場合（教育委員会が認めた期間）
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

標準処理期間	30 日
備考	